

障がいのある方が利用できる公的制度等についてお知らせします

項目	内容などについての説明	主管轄
障害者手帳の交付	<ul style="list-style-type: none"> 身体に障がいがある方に身体障害者手帳が交付されます。 知的発達の遅れなどによる障がいがある方には療育手帳が交付されます。 精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会への制約がある方に精神障害者保健福祉手帳が交付されます。 	健康福祉課 05979-3-0515
自立支援医療の給付	<p>指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の負担が1割となります。</p> <p>更生医療：18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、障がいを軽減して日常生活能力、職業能力を回復・改善するために必要な医療（手術）に給付される制度。</p> <p>育成医療：18歳未満で体に障がいや病気があり、放置すると将来体に障害が残る可能性があるが、手術等の治療で障害の改善が期待出来る子どもに対して、医療費の一部が公費で負担される制度。</p> <p>精神通院医療：精神疾患の治療のために通院している方で、その医療費自己負担分が助成されます。</p>	
医療費助成	<p>身体障害者手帳1級から3級までの方、又は療育手帳A1、A2、B1までの方が対象で、医療費自己負担分が助成されます。</p> <p>精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方は通院に係る医療費自己負担分が助成されます。</p>	
補装具の交付・修理	身体障害者手帳をお持ちの方で、義足や補聴器等の必要な補装具の交付又は修理が受けられます。費用は、世帯の所得状況に応じて負担することになります。	
日常生活用具の給付	重度の障がいがある方に対して、日常生活を支援する用具が給付や住宅改修が受けられます。費用は、世帯の所得状況に応じて負担することになります。（対象者に制限有）	
特別児童扶養手当	重度の障がいがある20歳未満のこどもを養育している方に対して、手当が支給されます。（所得制限有）	
有料道路の割引	<p>障がいの程度により、有料道路の通行料金が割引されます。</p> <p>身体障害者・療育手帳保持者（対象者に制限有り）</p> <p>事前に登録申請が必要になります。</p>	
NHK放送受信料	障害者のいる世帯が非課税、視覚障害や重度の障害者が世帯主などの場合、受信料が減免されることがあります。	
災害時要援護者登録	災害時要援護者支援に活用するため、希望者に災害時要援護者名簿への記載を行います。身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級の方。	
ヘルプカード/ヘルプマーク	外見から分からなくても、援助や配慮を必要としている障がいのある方や病気の方などが、日常生活や災害時などで困ったときに周囲に示し支援や理解を求めやすくするものです。	
手話通訳/要約筆記	手話又は、要約筆記をコミュニケーションを手段とする聴覚障がいのあるかた等に対し、手話通訳者又は要約筆記者を派遣することが出来ます。	紀南福祉事務所 05978-5-2150
三重県おもいやり駐車場利用証制度	歩行困難な障がい者等に「おもいやり駐車場」を利用できる利用証を交付する制度です。（対象者に制限有）	
特別障害者手当	20歳以上の重度の障がいがある方に対して、手当が支給されます。（所得制限有）	
障害児福祉手当	重度の障害がある20歳未満の児童に対して、手当が支給されます。	各交通機関 税務課 05979-3-0510
JR等の交通機関運賃の割引	障害者手帳を保持している方に対して、手帳の種類に応じて運賃の割引があります。	
自動車税の減免	障がい者が所有する自動車税が減免されます。（対象者に制限有）	
所得税・住民税の障害者控除	本人、または扶養者の課税所得から控除が受けられます。	